

保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設等の入園（利用）及び認定手続きについて

	利用または助成を希望する施設・事業	入所・入園・利用手続先	認定種別 ★は就労などの 保育の必要性が必要	無償化・大和市からの助成の主な内容
① 保育所等	認可保育所 地域型保育事業（小規模保育事業など） 認定こども園（保育所機能部分）	大和市ほいく課 ※申込期日は教育・保育施設等利用ガイドをご確認いただくか、大和市ほいく課にお問い合わせください。 申込手続と認定申請手続は、同時に行うことが可能です。	2号認定★3～5歳 3号認定★0～2歳 標準：11時間 短時間：8時間	2号認定：保育料無償化 3号認定：市町村民税の所得割額による利用者負担額あり 住民税非課税世帯等の場合、保育料無償化
	認定こども園（幼稚園機能部分）	認定こども園 ※入園手続のメ切等は認定こども園にご確認ください。 入園日の前月 20 日までに別途大和市ほいく課に認定申請手続が必要です。	1号認定※満3～5歳 標準：4時間	保育料無償化
② 幼稚園等	新制度幼稚園	幼稚園 ※入園手続のメ切等は幼稚園にご確認ください。 入園日の前月 20 日までに別途大和市ほいく課に認定申請手続が必要です。	新1号認定※満3～5歳	月額 25,700 円を上限に助成
	私学助成幼稚園	幼稚園 ※入園手続のメ切等は幼稚園にご確認ください。 入園日の前月 20 日までに別途大和市ほいく課に認定申請手続が必要です。	新1号認定※満3～5歳	月額 25,700 円を上限に助成
	認定こども園（幼稚園機能部分）、 新制度幼稚園、私学助成幼稚園 で行われる預かり保育事業	幼稚園・認定こども園 ※利用手続のメ切等は幼稚園・認定こども園にご確認ください。 預かり保育利用料の無償化を希望する場合、認定開始希望日の前月 20 日までに別途大和市ほいく課に認定申請手続が必要です。	新2号認定★3～5歳 新3号認定★満3歳	新2号認定：月額 450 円、月額 11,300 円を上限に助成 新3号認定：月額 450 円、月額 16,300 円を上限に助成 住民税非課税世帯等の場合のみ ※幼稚園・認定こども園の運営状況により、認可外保育施設等を利用した際の利用料が対象となる場合があります。
③ 認可外保育施設等	企業主導型保育事業（地域枠のみ）	企業主導型保育事業 ※入園手続のメ切等は企業主導型保育事業にご確認ください。 入園日の前月 20 日までに別途大和市ほいく課に認定申請手続が必要です。	2号認定★3～5歳 3号認定★0～2歳 標準：11時間 短時間：8時間	企業主導型保育事業にご確認ください。
	大和市認定保育施設 認可外保育施設 一時預かり事業 ファミリーサポートセンター事業 病児保育事業	各施設 ※入園・利用手続のメ切等は各施設にご確認ください。 入園日・認定開始希望日の前月 20 日までに別途大和市ほいく課に認定申請手続が必要です。	新2号認定★3～5歳 新3号認定★0～2歳	新2号認定：月額 37,000 円を上限に助成 新3号認定：月額 42,000 円を上限に助成 住民税非課税世帯等の場合のみ

※認定種別が異なる場合、それぞれ認定手続が必要です。認定要件の詳細は、「教育・保育施設等利用ガイド」「幼稚園利用ガイド」でご確認ください。

利用する施設を変更する場合には、上記とは別に手続が必要な場合がありますので、大和市ほいく課にお問い合わせください。

R7.2作成

表に記載されている認定種別はそれぞれ次の内容を表しています。	
1号認定	子ども・子育て支援法第19条第1号
2号認定	子ども・子育て支援法第19条第2号
3号認定	子ども・子育て支援法第19条第3号
新1号認定	子ども・子育て支援法第30条の4第1号
新2号認定	子ども・子育て支援法第30条の4第2号
新3号認定	子ども・子育て支援法第30条の4第3号

お問い合わせ先	
保育所等の申込・利用調整・一時預かりの利用について	大和市ほいく課利用調整係 046-260-5607
2号認定・3号認定について	大和市ほいく課認定管理係 046-260-5628
1号認定・新1号認定・新2号認定・新3号認定について	大和市ほいく課給付審査係 046-260-5640